

2018年9月議会 一般質問

2018年9月定例会市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、村井あけみ市議と高木たけし市議が一般質問を行いました。

第1質問の内容をお知らせします。

市民のみなさんの暮らしを守り、より良い市政の実現に、全力でがんばります。

村井あけみ市議

9月12日
午後2時10分～



市民のみなさんの声を
議会に届けます！



- | | |
|----------------------------|----|
| 1 市長の政治姿勢について ----- | 2 |
| ①地球温暖化防止計画について ----- | 2 |
| ②「海洋プラスチック憲章」について ----- | 5 |
| 2 乳幼児等医療費助成制度の拡充について ----- | 10 |
| 3 防災、災害復旧について ----- | 13 |
| ①ため池の管理，防災対策について ----- | 13 |
| ②治山・治水予算について ----- | 15 |
| ③人員体制について ----- | 17 |
| 4 教育行政について ----- | 20 |
| ①生徒指導規程について ----- | 20 |
| ②小中学校へのエアコン設置について ----- | 23 |

(1) 市長の政治姿勢について

① 地球温暖化防止施策について

村井あけみ市議 この夏の酷暑は、多くの熱中症による死亡を引き起こす耐えがたいものでした。

この暑さが、単に自然由来の気象上の揺らぎにとどまらず、地球温暖化の影響によるものではないかと、だれもが不安を感じています。

地球の平均気温は 1906 年から 2005 年の 100 年間で 0.74℃ 上昇しており、長期的に上昇傾向にある事は「疑う余地が無い」と評価され、上昇のペースは 20 世紀後半以降、加速する傾向が観測されています。

これに起因すると考えられる海面上昇、降水量の変化やそのパターン変化を引き起こし、洪水や旱魃、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象を増加・増強させ、生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性も指摘されています。

20 世紀後半は、人間の産業活動等に伴って排出された人為的な温室効果ガスが主因とみられ、その確率は 9 割を超えると評価され、このまま温暖化を放置した場合、今世紀末に 5℃ ないし 6℃ の気温が上昇し、「世界が GDP の約 20% に相当する損失を被るリスクがある」とされています。

人類は有効な緩和策を有しており、温室効果ガスの排出量を現状よりも大幅に削減することは可能であります。

しかし、現在、京都議定書が現時点で最も大規模な削減義務を伴った枠組みですが、その取り組みは成功しているとは言えず、さらに強固な緩和策が必要です。

日本は、2030年度に、2013年度比で26%削減する目標を決めましたが、これは京都議定書が基準とする1990年比18%の削減にしかありません。

パリ協定合意を踏まえれば、少なくとも40%以上の削減に引き上げるべきであります。

国に対し、削減目標の引き上げを働きかけることを望むものです。

ご所見をお示しく下さい。

福山市は、地球温暖化防止施策実行計画（区域策編）の策定を進めているところですが、進捗状況と今後のスケジュールをお示しく下さい。

また、福山市としての数値目標とともに、行政、企業、市民がどのような取り組みを行うのか、具体的な内容を盛り込むことが必要です。

東京都では、2010年度から、温室効果ガス排出総量削減義務と、排出量取引制度の運用を始め、多くの事業所で大幅な削減に成功しています。

エネルギー排出量の多い1400事業所に対して5年間に6～8%の削減を義務付け、事業者は効率の良い空調機やLED照明などの省エネ機器を導入し、2014年度には2013年比25%

の削減を実現したとのことです。

達成できなかった事業者は、キャップ&トレードを運用し、新宿区は長野県伊那市と協定を結び、同市の森林を借り上げて地元業者に間伐作業を委託し、2酸化炭素吸収量を増やした分、新宿区の排出削減量とみなしています。

事業所が多い東京都との違いはありますが、福山市でも応用は可能です。

数値目標を定めるとともに、同様の取り組みを進めることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

市長 始めに、地球温暖化防止施策についてであります。

まず、国の温室効果ガス削減目標については、国が、2017年（平成29年）3月にまとめた、長期低炭素ビジョンにより、削減目標の方向性を示したところであり、目標の引き上げを、国に求めることについては、考えておりません。

次に、本市の地球温暖化対策実行計画についてであります。

本市においては、2011年（平成23年）福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、5つの基本施策に基づき、市民、事業者、行政などあらゆる主体が温

室効果ガスの排出抑制に取り組んできたところでもあります。しかし、2016年（平成28年）5月に、新たな削減目標が、国から示されたことにより、現在、学識経験者や関係者で構成される、福山市地球温暖化対策実行計画協議会において、意見を伺う中で、本年度末までに、計画の見直しを行ってまいります。

次に、数値目標の設定についてであります。

本市の温室効果ガスの削減目標につきましては同協議会で他都市の取組も参考に、効果的で実現可能な目標を設定してまいります。

② 海洋プラスチック憲章」について

村井あけみ市議 8月6日、鎌倉市の「由比ガ浜海水浴場」に生後6か月以内とみられるシロナガスクジラが打ち上げられました。

赤ちゃんクジラの胃から、ビニール片が見つかったことが国立科学博物館への取材でわかり、関係者は「母乳しか飲んでいなかったであろう赤ちゃんクジラが、ビニール片をのみ込んでいたことはショックだ」と話しています。

これに先立つ5月28日、タイの海岸に打ち上げられたゴンドウクジラは、プラスチック袋 80枚余りをのみ込んでいたとのことでした。

世界規模で深刻化している、海を汚染するプラスチックは、毎年少なくとも800万トンが海に流出しているとされ、レジ袋やペットボトルなど、人間の経済活動で一度しか使われないうまま捨てられたものが多くを占め、生態系への悪影響が懸念されています。

特に劣化したプラスチックが砕けてできる微粒子「マイクロプラスチック」は、回収が困難な上、有害な化学物質を吸着する性質があるため、誤飲した魚を通じて、人間の健康に悪影響を与えるとの指摘もあります。

プラスチックによる海洋汚染の解決は、全世界が取り組むべき、重要な問題です。

今年6月、カナダでG7シャルルボア・サミットが開催され、持続可能な海洋と漁業を促進させ、沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋プラスチック廃棄物や海洋ごみに対処するとした「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボア・ブループリント」はG7すべての国が承認しました。

しかし、「海洋プラスチック憲章」には、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダの署名

にとどまり、日本とアメリカは署名しませんでした。

この憲章は、プラスチックの製造、使用、管理及び廃棄に関する現状は、海洋環境、生活及び潜在的に人間の健康に重大な脅威をもたらすとして、「2030年までにプラスチック包装の最低55%をリサイクルまたは再使用し、2040年までに100%回収する」などの達成期限付きの目標が盛り込まれています。

日本が前向きな姿勢を国際社会に打ち出すことができなかったことは残念なことであります。

一方、8月15日の参議院本会議で「マイクロプラスチック」の対策法を盛り込んだ改正「海岸漂着物処理推進法」が全会一致で可決・成立しました。

しかし、マイクロプラスチックの使用・排出抑制が産業界の自主的取り組みに委ねられ、今回の法改正でも「努力義務」にとどまっていることは問題です。

また、プラスチックによる海洋汚染の問題は、リサイクル率を向上させるだけでは解決しません。

世界でコーヒー店を展開するスターバックスや、国内でファミリーレストランを展開するすかいらーくホールディングスなどは、使い捨てのプラスチック製ストローを廃止する方針を相次いで打ち

出しました。このような企業の努力は評価できません。

全ての企業が、生産・流通の段階から処理に至るまで、プラスチック削減に責任をもって取り組む必要があります。

以上を踏まえ、次の質問にお答えください。

1、瀬戸内にある自治体の首長として、海洋国・日本が「海洋プラスチック憲章」に署名することを、国に強く求めてください。

2、国内のプラスチック削減に有効な法整備を行い、年次目標を定めるとともに、生産・流通段階からの対策を行うことを、国に求めてください。

3、各自治体の取り組みや、事業者、消費者の自覚的な取り組みも重要です。

福山市における、プラスチック削減の行動計画について、その具体をお示してください。

市長 次に「海洋プラスチック憲章」についてであります。

「海洋プラスチック憲章上の署名については、国において判断されるもめと受け止めております。

次に、プラスチック削減に有効な法整備等を国に求めることについてであります。

国は、「第4次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、プラスチックの資源循

環を総合的に推進するため今後、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、必要な施策を進めていくこととなります。

国に対して、法整備等について求めることは考えていません。

次に、本市における、プラスチック削減の行動計画についてであります。

プラスチック問題については、今年度末に策定する、市の環境基本計画に、施策の一つとして位置付け、計画的に取り組んでいく考えであります。

2、乳幼児医療費助成制度について

村井あけみ市議 福山市は2019年度からの乳幼児医療費助成制度の対象年齢を入通院とともに中学卒業まで拡大すると発表しました。長年の市民の強い要望に応えるものでありおおいに評価するものです。

内容はこれまでと同様、通院は1医療機関ひと月4日まで1日につき500円、入院はひと月14日まで1日につき500円の自己負担としています。

また、当制度は依然所得制限があり、扶養する子どもの人数が1人の場合、所得制限の限度額は570万円、2人では608万円、3人目以降では1人増えるごとに38万円加算され、これらの場合は当制度の対象にはなりません。

「一生懸命フルタイムで働いているのに制度から外れてしまう。分け隔てなく支援して欲しい」という保護者の強い要望があります。この声に応えるべきではありませんか。ご所見をお示し下さい。

対象年齢の子どものうち、当制度から外れる子どもの人数と所得制限をなくした場合の所要額についてお答えください。

平成29年度の厚労省の調査によると、医療費自己負担なしは、1741市町村中1069自治体、約6割にもなり、年々無料化が広がっています。

子どもは複数の医療機関にかかる場合も多く、自己負担金は、受診抑制につながっています。

東京歯科協会は、窓口負担のない東京23区と1回200円を負担する多摩地域等との比較調査を行いました。その結果、受診率や口腔内が崩壊状態の子どもの割合に明らかな差が出ており「少額の負担でも窓口負担の有無は子どもの口腔状態に大きな影響を及ぼす」と医療費無料化の実績を評価しています。

医療費無料化の効果をどのように考えておられるのでしょうか。

また、中学卒業まで入通院を無料にした場合の、対象人数と所要額について、合わせてお答え下さい。

9月5日、福山市母親大会実行委員会は、医療費の無料化を求める4338筆の署名を市長に提出しました。これまでに提出している署名と合わせると6414筆になります。

医療費助成制度は、子育て応援の重要な施策であり、すべての子どもに等しく実施されなければなりません。無料化と所得制限をなくす事を強く求めます。ご所見をお示し下さい。

市長 次に、乳幼児等医療費助成制度の拡充についてであります。

本制度は、県制度を基本に運用しております。

安定的で持続可能な制度とするため、所得制限と一部負担金については、県制度と同一の内容とし、現行どおりにすることとしております。

なお、所得制限により本制度の対象外となる人数は、全体の約5%で、新たな制度において対象となる人は、就学前を含み約6万人と見込んでいます。

所要額については、推計人数を基に、正確に算出するのは困難であり、答弁は控えさせていただきます。

3、防災、災害復旧について

①ため池の管理、防災対策について

村井あけみ市議 9月3日の全員協議会に、この度の豪雨災害で、49箇所のため池で65件の被害があったことが報告されました。この内、防災重点ため池に指定されていたものは10箇所とのことであります。

ため池は、1年に1～2度の草刈りや、少なくとも隔年に池の水を抜いて堆積土やごみを取るなどを行い、その際、はらみ出しや漏水など堤体の点検を行う必要があります。これら被害が報告されたため池はどのような管理状態だったのでしょうか。

ため池維持管理規定や樋門などの管理責任者が決められているのかどうか、いざというときの連絡先を、福山市は把握しているのかどうか、あわせてお示しくください。

この度、向永谷では、谷を埋め立てて造成された広場が大雨で崩壊し、土止めの壁とされていたであろう大型のコンクリートの塊が土砂とともに、その下の勝負迫上下、二つの池を直撃して埋め尽くし、堤を決壊して、土石流が民家になだれ込むという甚大な被害が起きています。

このような、悲惨な事故を起こさないために、ため池の上部の埋め立て地や周辺の山林の状況を確認する必要があります。ため池周辺の状況確認

については、どのようにしてきたのかお示してください。

福山市内2200のため池すべての劣化状況、及び周辺の状態を把握し、必要な対策とともに、ハザードマップを作ることを求めるものです。以上について、ご回答ください。

市長 次に、ため池の管理、防災対策についてであります。

まず、ため池の管理についてであります。

防災重点ため池の管理については、維持管理規程を定め、管理者の連絡先などを把握しております。

その他のため池につきましては、管理者の把握ができていないため池もあり、今後、全てのため池について、管理者の把握を行い、管理者と十分連携し、ため池の安全管理に努めてまいります。

次に、ため池の周辺状況の確認については、異常が発見された場合、ため池管理者や土木常設員等から報告を受け、適切に対応しております。

次に、ため池の対策についてであります。

今後、市内にある約2,200か所のため池の分類整理を急ぎ、国県やため池管理者等と連携し、必要な対策工事に取り組んでま

いります。

また、ハザードマップの作成については、今年度中に、防災重点ため池に指定されている175か所について作成することで市民の迅速かつ安全な避難に繋げてまいります。

新たに指定される防災重点ため池についても、県と連携し、ハザードマップの作成に取り組んでまいります。

② 治山・治水予算について

村井あけみ市議 広島県はこの間、河川予算と砂防予算を削減し続けてきました。

河川改修予算は、2000年度に378億円あったものが、2018年度は72億円、5分の1以下に減っています。

治山予算は、2001年度に180億円あったものを減らし続け、2014年度には3分の1の59億円に落ち込みました。

その2014年に安佐南区、安佐北区の豪雨災害が起き、翌年の2015年度に82億円、2016年度97億円、2017年度105億円に増えましたが、4年目の2018年度は97億円へと、減少しています。

このような、治山治水予算削減の中で、河川改修や砂防ダム新設やの堆積土砂撤去などの必要な対策が遅延しています。

国の治山・整備予算についても、1988年度には5669億円あった森林整備予算が2018年度には1203億円と5分の1に、治山予算は1993年に3073億円あったものが、2018年度は597億円で5分の1に激減しています。

大災害時代の到来と言いながら、治山治水予算を削減する中で、対策が遅れ、自然現象にとどまらない人災と言われる状況が起きたと言わざるを得ません。

国や県に対して、一時的な災害復旧予算にとどまらず、安全な郷土を実現するため、治山治水予算を抜本的に増やすことを求める必要があります。ご所見をお示しくください。

市長 治山治水予算についてであります。

治山治水事業は、総合的な土砂災害対策の推進や治水安全度の抜本的向上に資するものであり、これまでも、毎年、予算の確保について、国や県に対し、要望を行っています。

また、今回の豪雨災害を受けて、災害復旧や再度災害防止に必要な財政支援に加え、河川内の樹木の伐採や除去や、河川、砂防ダム、治山堰堤の堆積土の撤去などに

ついて、中国治水期成同盟会連合会やトップ会談などを通じて、重ねて要望をしています。

③ 人員体制について

村井あけみ市議 7月6日、7日の西日本豪雨災害の復旧もままならぬ中、9月4日には台風21号が襲撃し、6日未明、北海道で震度7の地震が起きました。連続する大災害に、声もありません。

犠牲者のご家族のみなさんに心よりの哀悼の意を表し、お見舞い申し上げます。

また、福山市でも、4年間で2度にわたる豪雨災害が起きましたが、日々の繁忙な業務に加えて、災害対応で、不眠不休の活動が求められました。市職員のみなさんの活動に感謝と敬意を表すものです。

しかし、これまで各地で起きた地震、豪雨大雨について、発災から、救助、支援の人員不足が問題となっています。

今日まで、市は構造改革路線のもと、「集中と選択」と称して、職員減らしを進めるだけでなく、正規職員を削減し、臨時職員に置き換えています。

安全なまちづくりを進めるためにも、災害時における自治体職員に求められる役割発揮の視点からも、職員体制を考え直す必要があります。

災害予測情報の周知、避難情報の徹底・誘導、避難所の開設や受け入れ、災害実態把握、支援物資の配布、衛生環境の保持など、ありとあらゆる活動が求められ、自治体職員がその核となり、力を発揮することとなります。

災害時には、連携自治体などから職員が支援派遣されますが、全国でも職員が削減されているなか、派遣元の自治体も大変です。

今日のような、大災害が全国で多発する状況下では、それぞれの自治体で、必要な職員を日常的に確保し、各自治体の職員が、わが町の地理的条件を良く知り、治山治水、災害の未然防止策を練り上げ、市民と深く結びついて、人命を守る役割を發揮しなくてはなりません。

そのためにも、必要な職員を正規雇用で確保することが強く求められます。ご所見をお示しくください。

市長 人員体制についてであります。

人員体制につきましては、これまでも業務量に見合った職員配置を基本に、必要な配置を行い、適正に対応してきたところがあります。

この度の平成30年7月豪雨災害にあたっては、庁内連携を図る中で、被災した地域を多くかかえる各支所の建設部門へ本

庁から職員を配置するなど、機動的かつ柔軟に対応いたしました。

また、他都市からの応援職員として、9月から、いわき市と南相馬市より土木技師3名の派遣を受け、災害復旧業務にあたっていただいております。

こうした災害時には、発災直後の応急的な支援を行うため国が応援自治体を決める対口（たいこう）支援制度や、中長期的な支援を受ける場合には、国、県、中核市市長会などを通じて必要な職員の派遣を行う支援体制が構築されております。

今後も、災害時には庁内の協力体制や全国の派遣制度を相互に活用するなど、迅速な対応を基本に、適切な職員の確保に努めてまいります。

4、教育行政について

①「生徒指導規程」について

村井あけみ市議 福山市の小中学校の教育現場を、重苦しいものとしている「生徒指導規程」に元づく、例外なき厳しい指導について、今日まで是正を求めてきました。

去る6月議会の一般質問の答弁で、学校教育部長は「子供たちが主体的に学び、考え、行動する、これは授業を通してだけでなく、学校生活すべてを通してつけてゆく力だと思いますので、そういった視点で、各学校、あるいは中学校区に内容、運用の仕方について、児童生徒と一緒に作り直すことを今指導しているところである」と答弁されました。

その後の、取り組みの具体についてお示してください。

ある学校の教師に聞いたところ、「現場は混乱している。これまで、市教育委員会が求めてきた生徒指導規程のモデルに沿って、厳しくきめ細かな決まりを作り、それを学区で統一して取り組む中で、教員も、児童・生徒も、主体性を失ってきた。

そういう状況で、教員にも生徒にも、自分たちで決まりを作る力は育ってはいない。

むしろ、生徒が作ったんだからと、生徒に生徒を取り締まらせるような危険な状況になるのではないか」との懸念の声でした。

「生徒指導規程」が教育現場に暗い影を落とし
てきた側面を物語るものではありませんか。

まず、市教育委員会は、「生徒指導規程」や中
学校区で展開してきた小中一貫指導「スタンダード」
方式がどうであったか、総括を行うべきです。

そのうえで、ゼロトランスの考え方に基
づく「生徒指導規程」の撤回を宣言すべきであり
ます。明快な答弁を求めます。

学校で守る決まりを、児童・生徒と教職員が
共同で作成することは、歓迎するものであり
ます。

しかし、一度作った決まりを金科玉条とす
るのではなく、自由に意見が交わせる教育環
境のもと、繰り返し検証して、児童生徒にと
って、安全で居心地の良い学校となるよう
努力を続けることを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しください。

教育長：始めに、生徒指導親程の見直し
についてです。

6月の校長会議で、生徒指導規程及びそ
の見直しの意味について、改めて確認し、
○児童生徒が主体となって「考え作り守る」
ものに作り直すこと
○議論を起こし一致点を見付けていく過
程が大切であること。そのために、期限を
決めないこと

を指示・指導しました。

8月はじめに、各中学校区各学校の取組状況を調べたところ、全ての学校で、見直しが始まっていました。

その状況は、各学級または、児童会生徒会で議論している教師が原案を作成している2学期に全校へ広げ、年度内にまとめたい等の状況でした。

8月末の校長会議で、「福山100NEN教育」3年目の本年度掲げている『「子ども主体の学び」全教室展開・学びが面白い』を着実に進めるために、授業・組織・評価の更なる「3つの転換」として、既成概念や思い込みに囚われず、

○教職員は、多様な価値観で子ども一人一人の学ぶ姿・過程をしっかりと見ながら授業をつくり、評価すること

○校長は、子ども・職員一人一人の感性・意欲を引き出す学校経営をすることを求めています。

生徒指導規程の見直しも、子どもたちの学びの過程を大切にしながら取り組みます。

人間が社会的存在である以上、どんな社会にも規則は必要です。学校も同じです。変化を捉えながら議論し、見直しの継続が

必要であることは、当然です。

引き続き、伸びやかで風通しの良い、創造性のある学校づくりに取り組んでまいります。

② 小中学校へのエアコン設置について

村井あけみ市議 8月27日、全国に27万人の会員を持つ新日本婦人の会の、福山支部が市長、教育長にエアコン早期設置の要望書を提出しました。

また、9月4日には、福山市母親大会実行委員会が、早期エアコン設置の要望署名4220筆を提出いたしました。

念願の教室へのエアコン設置について、福山市は2021年6月までに全小学校に、2022年5月までに全中学校に設置するとの方針を明らかにしました。

大きな前進であります。市民や保護者からは、「この上、4年も5年も待てというのか。その間、子どもたちに、猛暑に耐え続けろというのか」との声が上がっています。

8月7日、菅官房長官は、「児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題だ」とのべ、「来年のこの時期に間に合うように責任を持って対応したい」と強調しています。

政府は、来年夏までに、全ての公立小中学校にエアコンを設置するため、予算措置を図る方針を固め、秋の臨時国会に平成30年度補正予算を提出することを想定しているとのことです。

政府の方針から言っても、大幅に遅延するものです。

福山市は、全国の設置方法を学ぶなど、あらゆる方法を模索して、設置を急ぐことを、強く望むものです。ご所見をお示しくください。

また、設置事業は、市内の事業者への仕事発注を最優先することを求めます。設置方法について、PFI方式を考えているとのことですが、1共同事業体への一括委託では、小中学校全1609教室の調査、設計、設置に時間がかかります。

市域の広い福山市としては、市内をいくつかの区域に分割して発注し、その後の管理点検も、分割区域内の業者に発注することを求めるものです。ご回答ください。

次に、市教育委員会は、学校統廃合の対象となる地域の市民に対し、廃止該当校の耐震補強はしないと説明しています。

今回明らかにした1609教室の中に、内海、内浦、常石、広瀬小学校、内海中学校、などの統廃合対象となっている学校の教室が入っているのかどうか、お示しくください。

内海町や沼隈町から、千年小中一貫校への統合に、一層根強い反対の声が上がっています。学校統廃合に関しては、住民合意が大前提であり、未だ合意は形成されておらず、福山市が強行することは許されません。

廃止予定の学校に、耐震補強やエアコン設置をしないとすれば、教育条件を盾にとつての圧力となりかねません。

当該の学校の児童生徒に不利益をこうむらせることは許せません。児童生徒が安全で快適な教育環境で過ごせるよう、全ての校舎に耐震補強及びエアコン設置を急ぐことを求めるものです。明快な答弁をお示しくください。

教育長：次に、小中学校の普通教室等への空調設備整備についてです。

空調設備の整備については、1,600教室を超える設置となることや総事業費約64億円を見込む大規模事業となること等を踏まえる中で可能な限り早期に、着実に実施していくために、直接施工方式とPFI方式を合わせた事業手法を選択したところです。

また、PFI方式による一斉導入を可能とするために、今後、導入可能性調査において、事業方式や民間事業者の意向調査など、詳細な検証を行う中で、設置完了時期

を見据え、事業実施のスケジュールや実施体制等、必要な条件を整理し、確実に実施できるよう取り組んでまいります。

特別目的会社（SPC）への地元企業の参入については、入札説明書に市内企業も構成員とするように条件を付すなど、地域経済の活性化にも資する事業として検討してまいります。

次に、学校再編対象校の空調設備については、長期間の契約となるPFI事業の対象にはしておりませんが、適切な学習環境となるよう対応してまいります。